

本ワーキンググループの位置づけと検討事項について

1. 2012 年における産業界の自主行動計画の取組状況及び今後の取組み等について

従来、産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委の下で審議していたものを、産業構造審議会全体の組織体系見直しを受けて、本ワーキンググループに引き継ぐ。

2. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（「改正フロン法」）の施行に向けた制度のあり方について

（特に、フロン類及びフロン類使用製品の製造段階における対策について検討。）

（注）その他のフロン類使用製品の使用時対策や指定法人の制度設計等、経済産業省と環境省の共管事項については、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会との合同会議にて検討（本年 8 月に第 1 回会合を開催）。